

東京都市圏物資流動調査 事業所機能調査 調査票の記入例

荷主用
(運輸業以外)

【調査票に記入する内容】

- ・ 物資の搬出・搬入がない場合でも、ご回答をお願いします。本調査は、貴事業所において「物資の搬出・搬入があるか否か」および、ある場合には、その特徴等についてお答えいただくものです。
- ・ 各質問項目は、貴事業所に関する内容だけに限定してお答えください。貴事業所と同じ会社であっても他の事業所（本社、他の支社、他の営業所等）の内容は含めないでください。
- ・ 品目、業種、施設種類等の分類は、本冊子10頁以降に細目分類表を掲載しておりますので、参照してください。

【本調査が対象とする物資流動】

- ・ 貴事業所の敷地・施設から搬出されたもの、および、貴事業所の敷地・施設に搬入されたもの
- ・ 返品・リサイクル品も対象

以下の物資流動は対象としません。

- ・ 貴事業所の敷地内における物資の移動（公道を横切らないもの）
- ・ 貴事業所の事務に関連した書類
- ・ 貴事業所に設置している売店、食堂、自動販売機等に関連するもの
- ・ 貴事業所の業務には直接関連のない一般廃棄物
- ・ 荷台に物資を積んでいないトラック
- ・ 輸送の空の容器（貨物の納品後に単に返送のためだけに輸送される空コンテナ、パレットなど）

【回答の流れ】

※貴事業所に物資の搬出・搬入がない場合でも、ご回答いただく設問があります。

【すべての事業所が対象】

I 問1 貴事業所の概要 問2 物資の搬出 問3 物資の搬入 問4 貴事業所の主要な施設の概要

I 問2①に「あり」と回答された方
問3①に「あり」と回答された方

【物資の搬出・搬入のある事業所が対象】

II 問1～問4 貴事業所の搬出・搬入台数、重量等
問5 物資の搬出先、搬入元

I 問2①、問3①のどちらにも
「なし」と回答された方

物資の搬出・搬入のない事業所の方は、
Iのみお答えいただき、調査票をご返送ください。

【調査票の記入にあたっての注意事項】

- ・ 回答欄には、黒色の筆記具（鉛筆、ボールペンなど）で記入してください。
- ・ 回答欄に選択肢が用意されている場合には、該当する番号を選び、○もしくは◎をつけてください。
- ・ 数値は指定された単位で四捨五入して記入してください。
- ・ 記入する数値が「ゼロ」の場合は空欄にせず「0」と記入してください。

設問Ⅰ 問1の記入例および記入の仕方

②所在地
・貴事業所の所在地(住所)を番地・号まで記入してください。

④敷地の状況
・敷地面積について、敷地の一部を他事業所に貸している場合、その部分の面積は除いてください。
・敷地面積について、土地を借りている場合は、その部分の面積を記入してください。所有地と借地がある場合は、合計面積を記入してください。
・土地の所有形態について、貴事業所の敷地に所有地と借地がある場合、「1.所有」「2.賃貸」の両方に○をつけてください。

⑤延床面積
・敷地内で貴事業所が使用している施設の延床面積を記入してください。
・敷地内に貴事業所が使用する施設が複数ある場合は、複数の施設の延床面積の合計を記入してください。
・1つの施設を複数の事業所が使用している場合、貴事業所が使用している面積を記入してください。複数の事業所で共用しているスペース(階段・通路・トイレ等)がある場合には、それを含めた面積を記入してください。

⑥荷さばき駐車施設の有無
・荷さばき駐車施設とは、貴事業所から物資を出荷する貨物車や貴事業所に物資を入荷する貨物車が、駐車や荷物の積み降ろしを行うスペースのことです。
・利用可能な台数は、荷さばき駐車施設に同時に駐車可能な貨物車の台数を記入してください。
・マスが仕切られておらず、はっきりしない場合、大まかな台数を記入してください。
・荷さばき駐車施設が建物内に存在している場合には、「3.館内」を選択してください。

⑧施設種類
・貴事業所の施設種類として該当するものすべてに○、最も重要なものに◎をつけてください。
・施設種類の選択肢については下表を参考にしてください。

施設種類の選択肢	施設内訳
1. 事務所施設	事務所、役所、警察署、交番、官公庁、消防署、气象台、会議所、放送局
2. 工場	生産工場、修理工場、組み立て工場、加工工場、砕石工場、石油コンビナート、プラント（セメントプラント、石油化学プラント）、屠殺場
3. 店舗	店舗、商店、デパート、スーパー、ガソリンスタンド
4. 飲食店・宿泊・娯楽施設	食堂、喫茶店、スナック、酒場、レストラン、ドライブイン、旅館、ホテル、料亭、キャバレー、バー、サウナ、映画館、ディスコ、パチンコ、麻雀店、ゲームセンター、ボーリング場、釣り場、競馬場、競輪場 等
5. 物流施設	自家用倉庫・営業用倉庫、上屋、冷凍・冷蔵倉庫、貯蔵庫、貯蔵タンク、セメントサイロ、穀物サイロ、油槽所、野積場、資材置場、モータープール、貯木場、集配送センター、配送センター、集荷所、集荷センター、部品供給センター、荷捌き場、トラックターミナル、鉄道貨物駅、岸壁、埠頭、船着き場、コンテナフレートステーション、空港、空港内施設、ヘリポート
6. その他	上記に分類されない施設

【記入例】設問Ⅰ 問1

東京都市圏物資流動調査 事業所機能調査票

調査票記入者名

(会社名) 都市圏食品サービス (株) (法人番号) 1234567890123
(部署) 流通部 流通課 (電話) 046-XXX-XXXX (内線: XXX)
(氏名) 都市圏 太郎 連絡先 (E-mail) xxxxxx @ xxxx.cc.jp

荷主用
(運輸業以外)

ゾーン 業 種 事業所番号
(記入の必要なし)

政府統計

I 貴事業所について、以下の質問にお答えください。

問1

貴事業所の概要についてご記入ください。

① 事業所名
スタンプ印 (ゴム印) でも可

都市圏食品サービス (株) 厚木営業所

③ 従業員数

23 人

② 所在地
スタンプ印 (ゴム印) でも可

神奈川県厚木市上依知999番地

④ 敷地の状況

① 敷地を占有

敷地面積

4000 m²

2. 共同ビル
雑居ビル

土地の所有形態

1. 所有 ② 賃貸 3. その他 ()

⑤ 延床面積

4000 m²

⑥ 荷さばき駐車施設の有無

① あり

同時に利用可能な台数

約 10 台

② 敷地内
③ 敷地外
④ 館内

⑦ 事業所開設年

西暦 1982 年

⑧ 施設種類
該当するものすべてに○、
そのうち最も重要なものに◎

① 事務所施設 ② 工場 3. 店舗 4. 飲食店・宿泊・娯楽施設
⑤ 物流施設 (倉庫、集配送センター、貯蔵タンク、トラックターミナル等) 6. その他 ()

⑨ 事業所の機能
該当するものすべてに○

1. 本社機能 2. 事務・営業機能 3. 販売・サービス機能 4. 製造機能 ⑤ 集配送機能
6. 保管機能 ⑦ 流通加工機能 ⑧ 流通加工の内容
1. 組立 ② 詰合せ 3. 包装 4. 値札付け 5. 検品 6. その他 ()
8. その他機能 ()

⑩ 立地の理由
該当するものすべてに○、
そのうち最も重要なものに◎

① 道路の利便性が高い ② 公共交通機関の利便性が高い
3. 空港・港湾施設に近い ④ 地代・賃料が安い ⑤ 従業員を確保しやすい
6. 土地や施設の購入・借用・整備等が容易だった
7. 立地に関して地元自治体の支援措置があった 8. 関連企業が近傍に立地している
9. 産業団地地区に立地しており周辺環境が物流に適している ⑩ 取引先に近い
11. 集客しやすい 12. 消費地に近い 13. その他 ()

ご回答いただいた内容の整理に使用する欄のため、記入しないようにしてください。

③従業員数
・貴事業所に常勤している人数をお答えください。臨時、日雇、派遣、出向の人数も含みます。

⑦事業所開設年
・貴事業所が当地に立地し営業を開始した年を西暦で記入してください。
・異なる場所で事業を行っていて移転してきた場合は、移転してきた年を、また、同じ場所で事業を行っていて、事業内容や機能が変化した場合には、現在の事業内容や機能になった年を記入してください。

⑩立地の理由
・貴事業所が当地に立地した際に、当地を選択した理由として該当するものすべてに○、最も重要なものに◎をつけてください。

⑨事業所の機能
・貴事業所の機能と、流通加工機能の内容の選択肢については、下表をそれぞれ参考にしてください。

■事業所の機能

事業所の機能の選択肢	機能
1. 本社機能	企業全体を統括・管理する機能
2. 事務・営業機能	事務・営業活動を行う機能
3. 販売・サービス機能	商品の販売やサービスの提供を行う機能
4. 製造機能	商品を製造する機能
5. 集配送機能	物資を集めてきて、それらを他の場所に配送する機能
6. 保管機能	物資を一定期間保管する機能
7. 流通加工機能	組立、詰合せ、包装、値札付け、検品等を行う機能 (流通加工機能の内容は、右表を参考にしてください)
8. その他機能	上記に分類されない機能

■流通加工の内容

流通加工の内容の選択肢	内容
1. 組立	機械や商品の組立や金属・布・紙等の裁断等を行う機能
2. 詰合せ	複数の物資を一箇所に輸送するために詰め合わせたり、複数の商品を詰め合わせたりする機能
3. 包装	工業包装や商業包装等を行う機能
4. 値札付け	商品に値札を付ける機能
5. 検品	商品の破損や数の検査をする機能
6. その他	上記に分類されない分類

設問Ⅰ 問2～問4の記入例および記入の仕方

問2②・問3② 代表的な品目

- 品目を1つだけ選択することが困難な場合には、代表的な品目を3つまで記入してください。
- 下記の品目分類表で判断できない場合は、10～11頁の品目細目分類表を参照してください。

品目分類	品目内訳
1. 農水産品(定温)	穀物、野菜・果物、その他の農産品、水産品、畜産品(加工品は除く)のうちで温度管理が必要なもの
2. 農水産品(常温)	穀物、野菜・果物、その他の農産品、水産品、畜産品(加工品は除く)のうちで温度管理が不要なもの
3. 食料工業品(冷凍)	冷凍保管が必要な食料工業品
4. 食料工業品(定温)	冷蔵保管や温度管理が必要な食料工業品
5. 食料工業品(常温)	温度管理が不要な食料工業品
6. 食料工業品を除く軽工業品	紙・パルプ、繊維工業品
7. 出版・印刷物	出版・印刷物
8. 日用品	家具・装飾品・台所用品、衣料・身回品・はきもの、文房具・楽器・玩具・運動娯楽用品、医薬品、化粧品、その他日用品
9. 日用品を除く雑工業品	ゴム製品、皮革製品、その他の製造工業品
10. 林産品	原木、製材・その他の林産品・薪炭
11. 鉱産品	砂利・砂・土・石材、原油、天然ガス、金属鉱、石炭、石灰石、その他の非金属鉱品
12. 金属工業品	鉄鋼、非鉄金属、金属製品
13. 一般機器	農業機械、建設機械、ボイラ、エンジン、繊維機械、各種産業機械、事務機器等
14. 電気機器	民生用電気機器、通信及び関連装置、半導体素子、パソコン、その他の電気機械
15. 輸送機器	完成自動車、車体、自動車部品、鉄道車両、船舶、航空機、フォークリフト、自転車
16. 精密機器	計測機器、時計、カメラ、光学機械、医療用機器
17. 窯業品	陶磁器・ガラス、セメント、生コン、その他のセメント製品、れんが・石炭・その他窯業品
18. 化学工業品	揮発油、灯油・軽油、重油、LNG・LPG、その他石油製品、石炭製品、化学薬品、化学肥料、その他化学工業品
19. 特殊品	建設残土、金属くず、動植物性飼肥料、その他の廃棄物、輸送用容器類品
20. 混載	混載、宅配便、各種商品積合せなど
21. 不明	不明

【記入例】設問Ⅰ 問2～問4

問2
物資の搬出についてご記入ください。

① 搬出の有無

1. あり → 問2②にお進みください

2. なし → 問3にお進みください

② 代表的な品目

12番 別冊の「記入例」p. 10～11の品目分類表の番号でお答えください。

③ 搬出物資の目的地(納品先)

1. 不特定 2. 特定 → 目的地の総数 47箇所

④ 主な搬出圏域
該当する圏域すべてに○

1. 同一市区町村内 2. 隣接する市区町村内 3. 同一都県内 4. 関東
5. 東北 6. 甲信越 7. 東海 8. 上記以外の日本国内 9. 海外 10. 不明

⑤ 国際海上コンテナ利用

1. あり 2. なし

⑥ 個人宅向け貨物の有無

1. あり 2. なし

問3
物資の搬入についてご記入ください。

① 搬入の有無

1. あり → 問3②にお進みください

2. なし → 問4にお進みください

② 代表的な品目

12番 別冊の「記入例」p. 10～11の品目分類表の番号でお答えください。

③ 搬入物資の出発地(仕入地)

1. 不特定 2. 特定 → 出発地の総数 47箇所

④ 主な搬入圏域
該当する圏域すべてに○

1. 同一市区町村内 2. 隣接する市区町村内 3. 同一都県内 4. 関東
5. 東北 6. 甲信越 7. 東海 8. 上記以外の日本国内 9. 海外 10. 不明

⑤ 国際海上コンテナ利用

1. あり 2. なし

問4
貴事業所の主要な施設の概要についてご記入ください。

① 主要な施設の建設年

西暦 1999年 問4は、貴事業所において物流が最も多く発生集中する施設についてお答えください。

② 主要な施設の構造

1. 鉄筋コンクリート(RC)構造 2. 鉄骨(S)構造 3. 鉄筋鉄骨コンクリート(SRC)構造
4. コンクリートブロック(CB)構造 5. 木造 6. その他()

③ 主要な施設の階層数

施設の総階層数 6階層

うち、貴社が使用している階層数 3階層

4階建ての施設で3・4階を使用している場合は、総階層数に「4」、使用している階層数に「2」とご記入ください。

問2③ 搬出物資の目的地(納品先)
問3③ 搬入物資の出発地(仕入地)

- 貴事業所から搬出される物資の目的地(納品先)、貴事業所に搬入される物資の出発地(仕入地)が概ね定まっている場合には、「2.特定」に○をつけてください。
- 「2.特定」と回答した場合は、目的地(納品先)、出発地(仕入地)の数を納品先、仕入地の事業所の総数で記入してください。

問2④ 主な搬出圏域
問3④ 主な搬入圏域

- 搬出・搬入圏域の選択肢の内容は下表を参考にしてください。

■ 圏域の具体的な内容	
選択肢	対象となる地域
1. 同一市区町村内	貴事業所が所在する市区町村内
2. 隣接する市区町村内	貴事業所が所在する市区町村に隣接する市区町村内
3. 同一都県内	貴事業所が所在する都県内
4. 関東	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県
5. 東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
6. 甲信越	山梨県、長野県、新潟県
7. 東海	愛知県、岐阜県、三重県、静岡県
8. その他の日本国内	1～7以外の国内
9. 海外	海外
10. 不明	不明

問2⑤・問3⑤ 国際海上コンテナ利用

- 貴事業所において物資が搬出・搬入されるときに、国際海上コンテナを利用している場合には、「1.あり」に○をつけてください。

問2⑥ 個人宅向け貨物の有無

- 貴事業所から搬出している物資の中に、個人宅に届ける物資が含まれている場合には、「1.あり」に○をつけてください。

問4 貴事業所の主要な施設の概要

- 貴事業所において物流が最も多く発生集中する施設についてお答えください。
- 不明な場合は、貴事業所の事業活動に主に使用している施設、あるいは、最も延床面積が大きい施設等について記入してください。

問4③ 主要な施設の階層数

- 「総階層数」は、貴事業所が使用している施設(建物)全体の階数を回答してください。地上階と地下階の両方がある施設(建物)の場合には、地上と地下の階層数の合計を記入してください。
- 「うち、貴社が使用している階層数」は、施設(建物)において、貴事業所が占有するスペースが存在している階層(フロア)の総数を回答してください。

例) 地上4階・地下2階の施設で地上2・3階、地下1階を使用している場合、総階層数に「6」、使用している階層数に「3」と記入してください。

例1) 下の図のように、地上4階・地下2階の建物の、地下1階と地上2・3階を、貴事業所が使用している場合

【記入方法】
「総階層数」は「6階層」※、「使用している階層」は「3階層」と記入

※地上4階・地下2階の建物であるので、「6階層」(＝地上4階＋地下2階)とする

4F 他の事業所が使用

3F 貴事業所が使用

2F 貴事業所が使用

1F 他の事業所が使用

B1F 貴事業所が使用

B2F 他の事業所が使用

例2) 下の図のように、地上2階・地下1階の建物の、地上1階の全部、地下1階と地上2階の一部を、貴事業所が使用している場合

【記入方法】
「総階層数」は「3階層」※、「使用している階層」は「3階層」と記入

※地上2階・地下1階の建物であるので、「3階層」(＝地上2階＋地下1階)とする

2F 貴事業所が使用 他事業所が使用

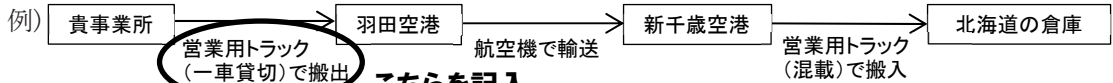
1F 貴事業所が使用

B1F 貴事業所が使用 他事業所が使用

設問Ⅱ 問1～問4の記入例および記入の仕方

問1 利用輸送手段

- ・貴事業所において物資を搬出・搬入する際に利用されている輸送手段ごとに記入してください。
- ・ここでの利用輸送手段とは、「①搬出」では、下の例のように、貴事業所から最終的な届け先(北海道の倉庫)まで複数の輸送手段を用いて輸送する場合には、貴事業所から搬出する際に利用した輸送手段(営業用トラック(一車貸切))としてください。



こちらを記入

- ・「②搬入」でも、複数の輸送手段を用いて輸送する場合には、貴事業所に搬入する際に利用した輸送手段としてください。

問1 トラックの車種の区分

- ・「営業用トラック」とは、緑ナンバー(ただし、軽自動車は黒ナンバー)の車両を指します。
- ・「自家用トラック」とは、白ナンバー(ただし、軽自動車は黄ナンバー)の車両を指します。

問1 自家用トラックの最大積載量の区分

- 10t超 :最大積載重量10t超のトラック。トレーラー等の特殊車両、コンクリートミキサー車等 特種(特殊)な用途の車両なども含む。
- 4t超10t以下 :最大積載重量4t超～10t以下のトラック。
- 2t超4t以下 :最大積載重量2t超～4t以下のトラック。いわゆる4tトラックも含む。
- 350kg超2t以下 :最大積載重量350kg超～2t以下のトラック。いわゆる2tトラック、それ以下の大きさの 小型トラック、ライトバン、ワンボックスカーも含む。
- 350kg以下 :最大積載重量350kg以下の軽自動車(軽トラック)(ライトバン、ワンボックスカーも含む)

問1 車種または最大積載重量が不明のトラック

- ・車種や最大積載重量がわからないトラックについて、まとめて記入してください。

問1 トラック合計

- ・「営業用トラック」、「自家用トラック」、「車種または最大積載重量が不明のトラック」に記入された数値の 合計を記入してください。

問2 自家用トラックの満載に対する平均的な積載量の比率

- ・問1で記入された利用輸送手段のうち、搬出に利用された「自家用トラック」について、貴事業所から物資を搬出する際の平均的な積載率を記入してください。
- ・車の積載可能な容量に対する比率、あるいは積載可能な重量に対する比率のうち制約が大きい方に○をつけて、その比率を記入してください。
- ・積載率は大まかな数値を記入してください。

- 例1) 重量でみた積載率が90%、容量でみた積載率が80%の場合
⇒ 「2.重量」に○をつけて、積載率は90%と記入してください。
- 例2) 重量でみた積載率が20%、容量でみた積載率が30%の場合
⇒ 「1.容量」に○をつけて、積載率は30%と記入してください。

問3 時間帯毎に搬出・搬入される平均的な台数の割合

- ・貴事業所において物資が搬出される時間帯、物資が搬入される時間帯が概ね決まっている(定まっている)場合は「2.概ね規則的」に○をつけ、1日に出入りする貨物車の台数のうち、各時間帯でおよそ何%の貨物車が出入りしているのかを記入してください。

例)

時間帯	15時～18時	18時～21時	21時～24時	日合計
搬出した車両の台数	2台	1台	1台	4台
記入する数値	50%	25%	25%	100%

- ・①搬出、②搬入のそれぞれで、合計が100%になるように記入してください。

問4 時刻指定がされている物資の有無とその割合

- ・時刻指定されている物資とは、納品時間が午前・午後単位や時間単位で指定されている物資を指します。日にち単位で指定がされている物資は、時刻指定されている物資に含めないでください。

時刻指定の有無	指定の状況	例
時刻指定 あり	午前・午後指定	○月○日午前中に納品指定
	時間帯指定	○月○日10時～11時に納品指定
	時刻指定	○月○日10時に納品指定
時刻指定 なし	指定なし	いつでもよい
	日にち指定	○月○日に納品指定
	曜日指定	土日はのぞく

問1 その他

- ・その他の利用輸送手段とは、たとえば、鉄道、トラック、海運、航空以外の以下の輸送手段を指します。

例) パイプライン、ベルトコンベア、バイク便、自転車、台車、自動車・船舶の自走

【1日あたりの搬出台数・搬出重量、搬入台数・搬入重量】

- ・右下の【記入における注意事項】を参考に、1日の平均的なトラックの搬出台数・搬出重量、搬入台数・搬入重量を記入してください。

- ・宅配便等の重量への換算が困難な物資は、概略の数値(重量)を記入してください。

例1) 4t車で積載率80%で輸送した場合 ⇒ 4t×80%=3.2t=3トﾝ200kg

例2) 1個当たり100kgの物資を45個輸送した場合 ⇒ 100kg×45=4.5t=4トﾝ500kg

【記入例】設問Ⅱ 問1～問4

Ⅱ 設問Ⅰ問2①、問3① において「1. あり」と回答された方のみ、貴事業所の搬出・搬入台数および重量等についてお答えください。設問Ⅰ問2①、問3①において、いずれも「2. なし」と回答された方はここで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。調査票の返送をお願いいたします。

問1 貴事業所から1日に搬出される平均的な台数と重量をご記入ください。	利用輸送手段	① 搬出			② 搬入							
		1日あたりの搬出台数	1日あたりの搬出重量 トン	kg	1日あたりの搬入台数	1日あたりの搬入重量 トン	kg					
問1 貴事業所から1日に搬出される平均的な台数と重量をご記入ください。	営業用トラック	一車貸切	12 台	32 900	6 台	33 600						
		宅配便等混載	台		4 台	1 400						
	自家用トラック (最大積載重量別)	10t超	台		1 台	9 000						
		4t超 10t以下	台		台							
		2t超 4t以下	2 台	6 000	2 台	5 500						
		350kg超 2t以下	1 台	1 500	台							
		350 kg以下	5 台	1 200	台							
	車種または最大積載重量が不明のトラック		台		5 台	700						
	トラック合計		20 台	41 600	18 台	50 200						
	鉄 道		X		X							
問2 搬出に利用された自家用トラックの、満載に対する平均的な積載量の比率をご記入ください。 車の積載可能な容量に対する比率、あるいは積載可能な重量に対する比率のうち制約が大きい方に○をつけて、その比率をご記入ください。	船 舶											
	航 空											
	その他 ()											
	貨物車の種類		搬出		X							
			容量・重量のうち制約が大きい物									
			満載に対する積載量の比率									
	自家用トラック (最大積載重量別)	10t超	1. 容量	2. 重量	%							
		4t超 10t以下	1. 容量	2. 重量								
		2t超 4t以下	1. 容量	2. 重量								
		350kg超 2t以下	1. 容量	2. 重量								
		350 kg以下	1. 容量	2. 重量								
問3 貴事業所から時間帯毎に搬出・搬入される平均的な台数の割合をご記入ください。 搬出・搬入それぞれの合計を100%としてください。	①搬出	1. 概ね不規則	2. 概ね規則的	0時～3時	3時～6時	6時～9時	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時	21時～24時	日合計
				%	%	%	%	%	50 %	25 %	25 %	100 %
問3 貴事業所から時間帯毎に搬出・搬入される平均的な台数の割合をご記入ください。 搬出・搬入それぞれの合計を100%としてください。	②搬入	1. 概ね不規則	2. 概ね規則的	0時～3時	3時～6時	6時～9時	9時～12時	12時～15時	15時～18時	18時～21時	21時～24時	日合計
				%	%	60 %	20 %	%	%	20 %	%	100 %
問4 時刻指定がされている物資の有無とその割合をご記入ください。	①搬出	1. あり	2. なし	時刻指定がされている物資の全体に占める割合		70 %						
問4 時刻指定がされている物資の有無とその割合をご記入ください。	②搬入	1. あり	2. なし	時刻指定がされている物資の全体に占める割合		10 %						

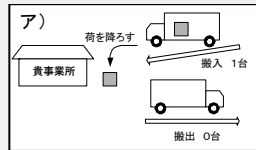
【記入における注意事項】

- ・重量及びトラックの台数の記入にあたっては、平均的な搬出・搬入があった任意の1日の実際にあった物資流動に関してご記入いただくか、1ヶ月あるいは1週間などの期間から営業日1日あたりの平均値に直して記入してください。

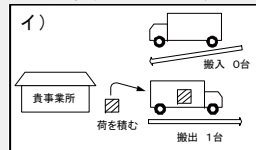
- ・台数は貴事業所以外のトラックも含め、貴事業所において物資の搬出・搬入を行うトラックの延べ台数を、重量は搬出・搬入した物資の重量の合計を輸送手段別に記入してください。

- ・台数の数え方は、以下のア)～エ)を参考に記入してください。

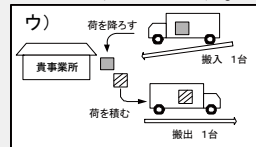
- ア) 搬入のみ行ったトラックについては、搬入1台、搬出0台と数え、搬入した物資の重量を記入します。



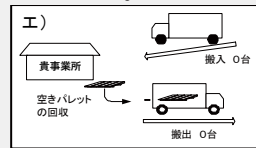
- イ) 搬出のみ行ったトラックについては、搬入0台、搬出1台と数え、搬出した物資の重量を記入します。



- ウ) 搬入も行い、搬入も行ったトラックについては、搬入1台、搬出1台と数え、搬出・搬入した物資の重量をそれぞれ記入します。



- エ) パレット等の輸送用容器類のみを積んだり、降ろしたりした場合は台数に数えないでください。重量も記入しません。



設問Ⅱ 問5の記入例および記入の仕方

【搬出・搬入の記入の仕方】

- 搬出については調査票3頁の「①搬出」、搬入については調査票4頁の「②搬入」に記入してください。このページは「①搬出」の記入例ですが、「②搬入」についても搬出と同様に記入してください。
- 書ききれない場合、調査票3頁・4頁をコピーするか、インターネットの物資流動調査の専用ページにアクセスいただくと、調査票のPDFファイルがダウンロードできますので、それを印刷して、ご記入ください。

【搬出先(住所)】

- ・物資の伝票に記載されている住所等をもとに市区町村名を記入してください。
- ・搬出先の市区町村毎にまとめて記入してください。
- ・政令市や東京23区は右の例のように区名で記入してください。
- ・関東(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県・栃木県・群馬県)、山梨県・長野県以外は道府県名で記入しても構いません。
- ・海外は右の例のように国名で記入してください。
- ・わからない場合は、「不明」と記入してください。

【搬出先(箇所数)】

- ・搬出先の箇所数を搬出先の市区町村別に記入してください。

【搬出先(業種)】

- ・12～13頁の業種細目分類表から選び、番号を記入ください。
- ・同じ市区町村に複数の搬出先がある場合、重量の最も大きい搬出先の業種を記入してください。
- ・当てはまるものがわからない場合は、具体的な業種名を記入してください。

【搬出先(施設種類)】

- ・14頁の施設種類細目分類表から選び、番号を記入してください。
- ・当てはまるものがわからない場合は、具体的な施設名を記入しても結構です。
- ・同じ市区町村に複数の搬出先がある場合、重量の最も大きい搬出先の施設種類を記入してください。

【1日あたりの搬出重量】

- ・搬出先の市区町村への、1日の搬出重量を記入してください。
- ・市区町村別にすべての搬出先の合計数量を記入してください。

【品目】

- ・代表的な品目を10～11頁の品目細目分類表から選び番号を記入してください。
- ・1つに絞り込めない場合は3つまで記入してください。
- ・当てはまるものがわからない場合は、具体的な品目名を記入してください。
- ・同じ市区町村に複数の品目を輸送している場合、重量の最も大きい搬出先の主要な品目を記入してください。

【輸送手段】

- ・貴事業所から搬出する際に利用される主な輸送手段を下の分類表より選び、番号を記入してください。

■輸送手段分類表

輸送手段の選択肢
1. 自家用トラック
2. 営業用トラック (一車貸切)
3. 営業用トラック (宅配便等混載)
4. 鉄道
5. 船舶
6. 航空
7. その他

【中継地点名】

- ・重量の最も大きい搬出先までの輸送機関に鉄道や船舶、航空を利用している場合は、物資を載せ替えている駅名、港湾名、空港名を記入してください。
- ・利用していない場合は空欄にしてください。

【1日あたりの貨物車の搬出台数】

- ・記入された市区町村内のすべての搬出先への輸送に用いた貨物車の延べ台数を記入してください。
- ・1台のトラックによる1回の輸送で同一市区町村内の複数の搬出先に物資を運ぶ場合、1台として数えてください。
- ・同じ搬出先に1台のトラックが1日2回物資を運ぶ場合、延べ2台として数えてください。
- ・「貴事業所の車両」と「貴事業所以外(貴社の他事業所、他社)の車両」に分けて記入してください。

【国際海上コンテナ利用】

- ・記入された市区町村内のいずれかの搬出先へ輸送する際に、国際海上コンテナを利用している場合は「有」に○をつけてください。わからない場合は「不明」に○をつけてください。

【高速道路利用】

- ・記入された市区町村内のいずれかの搬出先へ輸送する際に、高速道路を利用している場合は「有」に○をつけてください。わからない場合は「不明」に○をつけてください。

【記入例】設問Ⅱ 問5

問5 貴事業所から搬出する物資の搬出先、および貴事業所へ搬入する物資の搬入元について、市区町村ごとにまとめてご記入ください。

※平均的な搬出入があった1日の物資流動についてご記入ください。

※「業種」「施設種類」「品目」は別冊の『記入例』p.10～14、「輸送手段」はp.9の分類表の番号でお答えください。

① 搬出

No.	搬出先（降ろした地点） 住 所（政令市については区まで） 例：横浜市西区	箇所数	業 種 (1～17)	施設種類 (1～26)	1日あたりの搬出重量		品 目 (1～21)	輸送手段 (1～7)	中継地点名 例：川崎貨物駅、横浜港、羽田空港	1日あたりの貨物車の搬出台数		国際海上コンテナ利用	高速道路利用
					トン	kg				貴事業所の車両	貴事業所以外の車両		
1	厚木市	4	9	9	2	500	4	2		4	台	有・無・不明	有・無・不明
2	横浜市旭区	2	10	3		980	2,5	1		1	台	有・無・不明	有・無・不明
3	相模原市南区	8	10	3	8	400	4	2		3	台	有・無・不明	有・無・不明
4	川崎市中原区	1	8	3		900	5	1		1	台	有・無・不明	有・無・不明
5	町田市	3	10	5	1	800	4	2		2	台	有・無・不明	有・無・不明
6	東京都練馬区	3	10	3	1	400	2	2			1	有・無・不明	有・無・不明
7	川島町	4	10	3	2	420	1	2		2	台	有・無・不明	有・無・不明
8	千葉市美浜区	1	10	6	10	350	4	2			1	有・無・不明	有・無・不明
9	静岡県	7	10	3	4	300	4	2			1	有・無・不明	有・無・不明
10	海外（アメリカ）	1	10	12	8	450	3	2	横浜港	2	台	有・無・不明	有・無・不明

【記入における注意事項】

- 重量及び搬出先・搬入元の記入にあたっては、平均的な搬出があった任意の1日の実際にあった物資流動に関してご記入いただくか、1ヶ月あるいは1週間などの期間から営業日1日あたりの平均値に直して記入してください。
- 業種や施設の種類の問わず、同じ市区町村に搬出先が複数ある場合は、以下の「まとめ方」を参考に、搬出先の市区町村ごとにまとめて記入してください。

【箇所数・重量・貨物車延べ台数のまとめ方】

- ・「箇所数」「重量」「貨物車の延べ台数」については、市区町村別にすべての搬出先の合計数量を記入してください。
- ・「貨物車の延べ台数」は、1台のトラックによる1回の輸送で同一市区町村内の複数の搬出先に物資を運ぶ場合、1台として数えてください。1台のトラックが1日2回同じ搬出先に物資を運ぶ場合は、延べ2台として数えてください。

【業種・施設種類・品目・輸送手段のまとめ方】

- ・搬出先によって「業種」「施設種類」「品目」「輸送手段」が異なる場合は、重量の最も大きい搬出先の「業種」「施設種類」「品目」「輸送手段」を記入してください。
- ・「業種」「施設種類」「品目」の分類の詳細は、10～14頁の細目分類表をご参照ください。

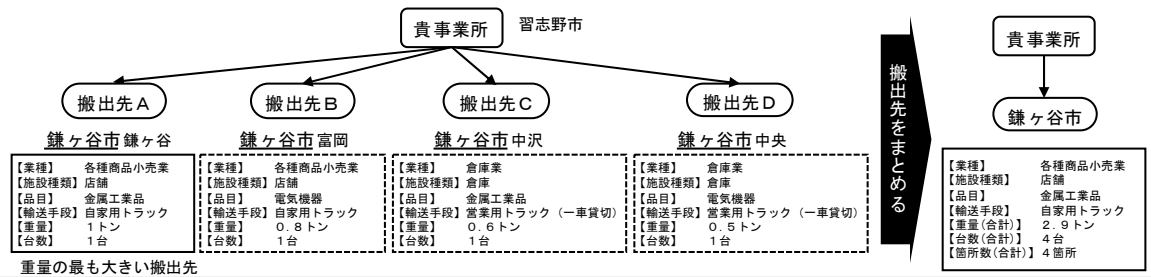
【中継地点名のまとめ方】

重量の最も大きい搬出先との輸送において、鉄道、船舶、もしくは、航空を利用している場合、物資を載せ替えている駅名、港湾名、空港名を記入してください。

【国際海上コンテナ利用・高速道路利用のまとめ方】

いずれかの搬出先への輸送において国際海上コンテナや高速道路を利用している場合には「有」に○をつけてください。

■搬出先のまとめ方



〈品目細目分類表〉

1. 農水産品 （定温）	温度管理が 必要なもの	農水産品	穀物	米穀、麦類、雑穀、豆類（種子用及び未成熟のものを除く）、粉類（穀粉、豆粉、いも粉等を含む）、でん粉
			野菜・果物	野菜、いも類、果物類
			その他の農産品	綿花、亜麻、てん菜、茶、葉たばこ、花き、コーヒード、工芸作物、農産加工品（わら工品、その他農産加工品）、その他の農産品
			水産品	魚介類（活魚、生鮮、冷凍、塩蔵、乾燥もの）、昆布、わかめ、のり、鑑賞魚、真珠、さんご
2. 農水産品 （常温）	温度管理が 不要なもの		畜産品	生鮮肉類（冷蔵又は冷凍鮮肉を含むが冷凍食品は除く）、未加工乳、食用鳥卵、はちみつ、その他の畜産食品（加工製品を除く）、牛皮、原毛皮、羊毛、家畜、蚕、ペット用動物
3. 食料工業品 （冷凍）	冷凍保管が 必要なもの	食料工業品		
4. 食料工業品 （定温）	冷蔵保管、 温度管理が 必要なもの			牛乳、ヨーグルト、バター、アイスクリーム、小麦粉、砂糖、食塩、みそ、香辛料、ハム・ソーセージ、めん類、パン、菓子、製茶、缶詰・ビン詰食品、調味料、豆腐、漬物、佃煮、こうじ、寒天、弁当、寿司、冷凍食品、レトルト食品、切り餅、氷、たばこ、飲料品（ビール、清酒、洋酒、清涼飲料水、ミネラルウォーター、茶飲料）
5. 食料工業品 （常温）	温度管理が 不要なもの			
6. 食料工業品を除く 軽工業品	紙・パルプ			製紙パルプ、溶解パルプ、洋紙、板紙、和紙、新聞用紙、ちり紙、建材原紙、かべ紙、段ボール原紙、ふすま紙、繊維板
	繊維工業品			化学繊維糸、綿糸、撚糸、紡織半製品（綿紡織・化学繊維紡織など）、より糸、麻糸、毛糸、絹紡撚糸、ニット生地、化学繊維織物、綿織物、その他の織物、繊維二次製品（レース、製綿、漁網など）
7. 出版・印刷物	出版・印刷物			新聞、書籍、地図、その他の印刷物、レコード、記録済みの磁気テープ・フロッピーディスク・DVD、記録フィルム、その他の記録物
8. 日用品	家具装備品・台所用品			たんす、棚、テーブル、ベッド、電動ベッド、金庫、仏具神具、ロッカー、キャビネット
	衣類・身回品・はきもの			下着、外衣、和服、スポーツウェア、毛皮製品、寝具（ふとん、毛布、枕など）、帽子、靴下、じゅうたん、カーペット、テーブルカバー、タオル、ハンカチ、かばん、傘、扇子、靴、スリッパ、指輪などの宝飾品
	文房具・楽器・玩具・運動娯楽用品			筆記用具、墨、鉛筆削り、製図器、紙製品（ノート、アルバム等）、事務用接着剤、運動競技用用品、絵画用品、室内娯楽用品、パチンコ台、楽器、各種玩具、人形、ぬいぐるみ
	その他日用品			温水器、温風ヒーター、石油ストーブ、ほうき、バケツ、家庭用調理器具・食卓用品（ボール、なべ、オープン、レンジ、食器、盆、ポット等）、洗濯ばさみ、歯ブラシ、紙おむつ、ライター、マッチ、かつら、くし、ファスナー、ボタン、絵画、骨董品
9. 日用品を除く 雑工業品	ゴム製品			ゴムタイヤ、チューブ、ゴムホース、ゴムベルト、工業用ゴム製品、医療用ゴム製品
	皮革製品			牛革、その他の革製品
	その他の製造工業品			単板、合板、積層板、新建材、建具、ベニヤ板、マッチ軸木、木毛、コルク製品、チップボード、すだれ、畳表、造花、マネキン人形、医療用品（ガーゼ、脱脂綿、治療器具等）、漁具、つり具、救命具、ヘルメット、他に分類されない製造工業品
10. 林産品	原木			製材用原木、パルプ用原木、足場丸太、電柱用材
	製材・その他林産品・薪炭			製材：板、角材、フローリング（注：合板は「9. 日用品を除く雑工業品」） 薪炭：薪、木炭、黒炭、加工炭、かいろ灰、たどん 樹脂類：天然ゴム、生松やに、生うるし、天然樹脂 その他の林産品：木材チップ、竹材、苗木、果樹、樹皮
11. 鉱産品	砂利・砂・土・石材			川砂、土、建設用岩石、庭石、墓石
	原油			原油、天然揮発油、天然アスファルト
	天然ガス			天然ガス（注：液化ガスは、「LNG・LPG」）
	金属鉱			鉄鉱石、硫化鉄鉱、磁鉄鉱、マンガン鉱、クロム鉱、銅鉱、アルミニウム鉱、砂金
	石炭			石炭、亜炭、無煙炭、せん石、泥炭、草炭
	石灰石			（注：石灰は「17. 窯業品」）
	その他の非金属鉱			りん鉱石、原塩（岩塩、にがり）、けい砂、陶土、耐火粘土、石粉、ダイヤモンド、めのう、硫黄、ほたる石、ボーキサイト

12. 金属工業品	鉄鋼	銑鉄、粗鋼、鋼塊、鋼片、普通・特殊鋼鋼材、鋼管、鍛鋼品、めっき鋼材、線材鋳鋼品、針金
	非鉄金属	銅、鉛、アルミニウム、銅・鉛などの棒・線材・板、銅線、アルミニウム線、電線ケーブル、光ファイバーケーブル
	金属製品	缶（缶詰用、ビール用など輸送用でないもの）、鉄骨、サッシ、釘、ボルト、刃物、木工道具、ばね、鋳物、金属柵、鍵、鉄柱、橋梁、スコップ
13. 一般機器	一般機器	ボイラ、エンジン、タービン、旋盤、圧延機、エレベータ、クレーン、コンベア、冷凍機、業務用エアコン、破砕機、紡績機械、掘さく機、農業用機械、印刷機械、製材機械、半導体製造装置、ブルドーザ、トラクタ、バルブ類、ボールベアリング、管継手、産業用ロボット 事務機器（複写機、シュレッダーなど）、自動販売機
14. 電気機器	電気機器	発電機、整流器、変圧器、照明器具、家庭用電化製品、家庭用エアコン、電話機、携帯電話、ファクシミリ、ラジオ、テレビ、ステレオ、DVDプレーヤー、船舶用・車両用通信装置、パソコン、液晶ディスプレイ、X線装置、ＩＣ（集積回路）、ＩＣカード、電池、家庭用テレビゲーム
15. 輸送機器	輸送機器	自動車：完成車（四輪自動車、自動二輪車） 自動車部品：車体、その他自動車部品 その他の輸送機器：鉄道車両、船舶、航空機、フォークリフト、自転車 （注：エンジンは「一般機器」。タイヤは「ゴム製品」。計器は「精密機器」。カーカーラー、カーステレオ、カーナビ、通信装置は「電気機器」。）
16. 精密機器	精密機器	計量器、測定機、時計、顕微鏡、望遠鏡、カメラ、デジタルカメラ、光学レンズ、医療用機械、
17. 窯業品	陶磁器・ガラス	磚子、タイル、セラミックブロック、浴槽、便器 ガラス、ガラス棒、ガラス管、理化学用ガラス器具、ガラスビン、ガラス繊維
	セメント	各種セメント
	生コン	生コンクリート
	その他のセメント製品	コンクリート製品、セメントモルタル製品、石綿セメント製品
	れんが・石灰・その他窯業品	れんが、瓦、石灰、石綿製品、炭素電極、黒鉛製品、耐火ボード、石こう、研磨材、セメント混和剤
18. 化学工業品	揮発油	各種ガソリン、ベンジン
	灯油・軽油	灯油、軽油、ジェット燃料油、潤滑油（注：原油は「11. 鉱産品」）
	重油	A重油、B重油、C重油
	LNG・LPG	液化天然ガス（LNG）、液化石油ガス（LPG）（注：気体天然ガスは「11. 鉱産品」）
	その他石油製品	石油アスファルト、石油コークス、LNG・LPG以外の液化ガス、グリース、ワセリン
	石炭製品	コークス、コーライト、煉炭、豆炭、ピッチコークス
	化学薬品	ソーダ、硫酸、アンモニア、カーバイド、無機工業薬品、ベンゾール、ナフタリン、テレピン油、しょう腦、さく酸、しゅう酸、メタノール、エチルアルコール、高圧ガス
	化学肥料	硫酸、りん肥、カリ質肥料、配合肥料、化成肥料
19. 特殊品	その他の化学工業品	染料・顔料・塗料：合成染料、有機・無機顔料、油性塗料、メラニン、カーボンブラック、エナメル 合成樹脂：ウレタン樹脂、ポリエチレン、ポリビニルアルコール、プラスチック、合成ゴム 動植物性油脂：牛脂、乳脂、魚油、大豆油、菜種油、オリーブ油、ひまし油、硬化油、ろうそく、脂肪酸 その他：化粧品、医薬品、石ケン、洗剤、写真感光材料、火薬、農薬、殺虫剤、印刷インキ、接着剤
		建設残土
		金属くず
		動植物性飼肥料
	その他の廃棄物	骨粉、魚粉、肉粉、牧草、配合飼料、まぐさ、たい肥、酒かす、大豆かす、ぬか、ふすま 古紙、廃プラスチック類、廃自動車、廃家電、使用済み容器包装廃棄物（スチール缶・アルミ缶・ガラスびん・ペットボトル等）、他に分類されない廃棄物
20. 混載	輸送用容器類	コンテナ、パレット、ドラム缶、石油缶、ボンベ、段ボール箱、木箱、紙袋、麻袋、ざる、たる、その他輸送に用いる容器
		混載、宅配便、各種商品積合せなど
21. 不明		不明

※上記品目分類は、統計調査で一般的に適用されている品目分類及び日本標準商品分類（平成2年）を参考にして作成したものです。

〈業種細目分類表〉

1. 農林漁業		農業、林業、漁業（水産養殖業除く）、水産養殖業
2. 鉱業（土石・砂利・砂採取業を含む）		金属鉱業、石炭・亜炭鉱業、原油・天然ガス鉱業、採石業、砂・砂利・玉石採取業、窯業原料用鉱物鉱業、その他の鉱業
3. 建設業		総合工事業、職別工事業、設備工事業
4. 軽雑系製造業	食料品製造業	畜産食料品、水産食料品、野菜缶詰・果物缶詰・農産保存食料品、調味料、糖類、精穀・製粉、パン・菓子、動植物油脂、その他の食料品製造業
	飲料・たばこ・飼料製造業	清涼飲料、酒類、茶・コーヒー、製氷、たばこ、飼料・有機質肥料製造業
	繊維工業	製糸業、紡績業、化学繊維・ねん糸等製造業、織物業、ニット生地製造業、染色整理業、網・網・レース・繊維粗製品、外衣・シャツ（和式を除く）、下着類、和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品、その他の繊維製品製造業
	木材・木製品製造業（家具を除く）	製材業、木製品、造作材・合板・建築用組立材料、木製容器(竹・とうを含む)、その他の木製品(竹・とうを含む)製造業
	家具・装備品製造業	家具、宗教用具、建具、その他の家具・装備品製造業
	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ、紙、加工紙、紙製品、紙製容器、その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
	印刷・同関連産業	印刷業、製版業、製本業、印刷物加工業、印刷関連サービス業
	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革、工業用革製品、革製履物用材料・同附属品、革製履物、革製手袋、かばん、袋物、毛皮、その他のなめし革製品製造業
	その他の製造業	貴金属・宝石製品、装身具・装飾品・ボタン・同関連品、時計・同部分品、楽器、がん具・運動用具、ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品、漆器、畳等生活雑貨製品製造業、他に分類されない製造業
5. 化学系製造業	化学工業	化学肥料、無機化学工業製品、有機化学工業製品、油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料、医薬品、化粧品・歯磨・その他の化粧品用調整品製造業、その他の化学工業
	石油製品・石炭製品製造業	石油精製業、潤滑油・グリース(石油精製業によらないもの)、コークス、塗料材料、その他の石油製品・石炭製品製造業
	プラスチック製品製造業	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品、プラスチックフィルム・シート・床材・合板皮革、工業用プラスチック製品、発泡・強化プラスチック製品、プラスチック成形材料（廃プラスチックを含む）、その他のプラスチック製品製造業
	ゴム製品製造業	タイヤ・チューブ、ゴム製・プラスチック製履物・同附属品、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品、その他のゴム製品製造業
	窯業・土石製品製造業	ガラス・同製品、セメント・同製品、建設用粘土製品（陶磁器製を除く）、陶磁器・同関連製品、耐火物、炭素・黒鉛製品、研磨材・同製品、骨材・石工品等、その他の窯業・土石製品製造業
6. 鉄鋼系製造業	鉄鋼業	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行わない鋼材（表面処理鋼材を除く）、表面処理鋼材、鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業
	非鉄金属製造業	非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）、非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）、電線・ケーブル、非鉄金属素形材、その他の非鉄金属製造業
7. 金属製品製造業	金属製品製造業	ブリキ缶・その他のめっき板等製品、洋食器・刃物・手道具・金物類、暖房・調理等装置・配管工事用附属品、建設用・建築用金属製品（製缶板金業を含む）、金属素形材製品製造業、金属被覆・彫刻業、熱処理業（ほうろう鉄器を除く）、金属線製品（ねじ類を除く）、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業
8. 機械系製造業	はん用機械器具製造業	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品製造業
	生産用機械器具製造業	農業用機械（農業用器具を除く）、建設機械・鉱山機械、繊維機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業
	業務用機械器具製造業	事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、武器製造業
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路
	電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、電子応用装置、電気計測器、その他の電気機械器具製造業
	情報通信機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業
	輸送用機械器具製造業	自動車・同附属品、鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業、航空機・同附属品、産業用運搬車両・同部分品・附属品、その他の輸送用機械器具製造業

9. 卸売業	各種商品卸売業	各種商品卸売業
	繊維・衣服等卸売業	繊維品（衣服、身の回り品を除く）、衣服、身の回り品卸売業
	飲食料品卸売業	農畜産物・水産物、食料・飲料卸売業
	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	建築材料、化学製品、石油・鉱物、鉄鋼製品、非鉄金属、再生資源卸売業
	機械器具卸売業 その他の卸売業	産業機械器具、自動車、電気機械器具、その他の機械器具卸売業 家具・建具・じゅう器等、医薬品・化粧品等、紙・紙製品、他に分類されない卸売業
10. 各種商品小売業	各種商品小売業	百貨店、総合スーパー、その他の各種商品小売業（従業者が常時 50 人未満のもの）
11. 小売業、飲食店	織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具、男子服、婦人・子供服、靴・履物、その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業	各種食料品、野菜・果実、食肉、鮮魚、酒、菓子・パン、コンビニエンスストア、その他の飲食料品小売業
	機械器具小売業	自動車、自転車、機械器具(自動車、自転車を除く)小売業
	その他の小売業	家具・建具・畳、じゅう器、医薬品・化粧品、農耕用品、燃料、書籍・文房具、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器、写真機・時計・眼鏡、他に分類されない小売業
	無店舗小売業	通信販売・訪問販売小売業、自動販売機による小売業、その他の無店舗小売業
	飲食店	食堂、レストラン（専門料理店を除く）、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブ、喫茶店、その他の飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
12. 道路貨物運送業	道路貨物運送業	一般貨物自動車運送、特定貨物自動車運送、貨物軽自動車運送、集配利用運送、その他の道路貨物運送業
13. 倉庫業	倉庫業	倉庫（冷蔵倉庫除く）、冷蔵倉庫業
14. その他の運輸業	鉄道業	普通鉄道、軌道、地下鉄道、モノレール鉄道（地下鉄道業を除く）、案内軌条式鉄道（地下鉄道業を除く）、鋼索鉄道、索道、その他の鉄道業
	道路旅客運送業	一般乗合旅客自動車運送、一般乗用旅客自動車運送、一般貸切旅客自動車運送、その他の道路旅客運送業
	水運業	外航海運、沿海海運、内陸水運、船舶貸渡業
	航空運輸業	航空運送、航空機使用業
	運輸に附帯するサービス業	港湾運送、貨物運送取扱（集配利用運送業を除く）業、運送代理店、こん包、運輸施設提供、その他の運輸に附帯するサービス業
	郵便業（信書便事業を含む）	郵便業（信書便事業を含む）
15. サービス業	電気・ガス・熱供給・水道業	電気業、ガス業、熱供給業、水道業
	情報通信業	通信業、放送業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業
	金融業、保険業	銀行、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
	不動産業、物品賃貸業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業
	学術研究、専門・技術サービス業	学術・開発研究機関、専門サービス業（他に分類されないもの）、広告業、技術サービス業（他に分類されないもの）
	宿泊業	旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
	生活関連サービス業、娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場、その他の生活関連サービス業、娯楽業
	教育、学習支援業	学校教育、その他の教育、学習支援業
	医療、福祉	医療業、保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業
	複合サービス事業	郵便局、協同組合（他に分類されないもの）
16. 事業所以外（一般家庭等）	サービス業（他に分類されないもの）	廃棄物処理、自動車整備、機械等修理、職業紹介・労働者派遣、その他の事業サービス業、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、外国公務
	公務	国家公務、地方公務
17. 不明		一般家庭
17. 不明		不明

※上記業種分類は、日本標準産業分類（平成 25 年）の分類を参考にして作成したものです。

〈施設種類細目分類表〉

1. 事務所施設	事務所、役所、警察署、交番、官公庁、消防署、気象台、会議所、放送局
2. 工場	生産工場、修理工場、組立工場、加工工場、砕石工場、石油コンビナート、プラント（セメントプラント、石油化学プラント）、屠殺場
3. 店舗	店舗、商店、デパート、スーパー、ガソリンスタンド
4. 飲食店・宿泊・娯楽施設	食堂、喫茶店、スナック、酒場、レストラン、ドライブイン、旅館、ホテル、料亭、キャバレー、バー、サウナ、映画館、ディスコ、パチンコ、麻雀店、ゲームセンター、ボーリング場、釣場、競馬場、競輪場
5. 倉庫・保管庫・上屋	自家用倉庫・営業用倉庫、上屋
6. 冷凍・冷蔵倉庫	冷凍・冷蔵倉庫
7. 貯蔵タンク・サイロ・油槽所	貯蔵庫、貯蔵タンク、セメントサイロ、穀物サイロ、油槽所
8. 野積場・資材置場・モータープール・貯木場	野積場、資材置場、モータープール、貯木場
9. 集配センター・荷捌き場	配送センター、集荷所、集荷センター、部品供給センター、荷捌き場
10. トラックターミナル	トラックターミナル
11. 鉄道貨物駅	鉄道貨物駅
12. 岸壁・ふ頭・CFS	岸壁、ふ頭、船つき場、コンテナフレートステーション
13. 空港	空港、空港内施設、ヘリポート
14. 卸売市場	卸売市場、卸売市場内問屋、中央卸売市場、魚市場、青果市場、花き市場、食肉市場
15. その他輸送中継施設	道路、バス停留所、タクシー乗り場、バスターミナル
16. 電気・ガス・水道供給施設	発電所（火力、水力、原子力）、変電所、ガス製造工場、浄水場、ダム
17. 廃棄物処理施設・埋立地・ゴミ集積所	清掃工場、埋立地、廃棄物処理場、路上ごみ置場、下水処理場、火葬場、し尿処理場
18. 文教・厚生施設	各種学校、教習所、養成所、試験所、幼稚園、保育所、図書館、博物館、美術館、市民会館、公会堂、神社、寺院、教会、病院、診療所、保健所、託児所、養老院、母子寮、理髪店、浴場、クリーニング、体育館、競技場、野球場、ゴルフ場、プール、テニスコート、公園、緑地、遊園地、動物園、植物園
19. 居住施設	一般住宅、共同住宅、寮、アパート、マンション、下宿
20. 郵便局	郵便局、郵便ポスト
21. 車庫・駐車場	車庫、駐車場
22. 自然地	海、山、川、草原、荒地、砂漠、湖沼
23. 農林漁作業地	山林、原野、田、畑、牧場、漁場、水産用養殖場、家畜飼育場、温室
24. 工事現場	工事現場、採石場
25. 採掘場	土砂採取場、鉱山、炭鉱
26. 不明	不明

※上記施設分類は、本調査の目的に応じて分類したものです。